

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税減額申告書

(あて先) 宝塚市長

年 月 日

納税義務者 住所
氏名
又は名称
個人番号
又は法人番号
連絡先

下記住宅について、省エネ改修工事を行ったので、固定資産税減額の適用を受けたく申告します。

家屋の所在地	宝塚市		番地
家屋番号	構造	種類	床面積(うち居住部分) ㎡ (㎡)
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
改修工事完了年月日	年 月 日		
省エネ改修工事に要した費用(A)	①総額 円	②国又は地方公共団体の補助金等の総額(※) 円	③差引(①-②) 円
省エネ改修工事の内容 (該当する□にレ印を記入)	□窓の断熱性を高める改修工事(必須) □壁の断熱性を高める改修工事 □天井等の断熱性を高める改修工事 □床等の断熱性を高める改修工事 □太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯機、太陽熱利用システムの設置工事		
省エネ改修工事完了後3か月以内に申告できなかった場合、その理由を記入。			
当市の補助金等の交付状況について担当部課に照会されることを承諾します。 署名又は記名・押印			
国又は県からの補助金等を受けていません。 署名又は記名・押印			

※申告受付後に補助金等を受けていることが判明した場合、追加計上します。

添付書類

- 増改築等工事証明書の原本(証明の目的が地方税法に関するもので、内容が熱損失防止改修工事のもの)
※証明の目的が租税特別措置法に関するものは税務署用です。受理できませんのでご注意ください。
※原本返還不可となります。証明の目的が税務署用と兼ねる記載の場合、予め2部取得して下さい。
※証明者: 建築士事務所に属する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人
- 改修工事費の支払を確認できる領収証((A)①)
- 補助金等の交付決定を受けたことを確認できる書類((A)②)
- 認定通知書(又は変更認定通知書(注1)・承認通知書(注2))の写し(特定改修住宅(*)の場合のみ必要)
*令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間の省エネ改修工事により長期優良住宅の認定を受けた改修住宅
注1 申告書提出までの間に、当初の認定計画に変更が生じている場合又は譲受人が決定されている場合
注2 申告書提出までの間に、当初の認定計画実施者の地位が承継されている場合